

## 第10回金融庁契約監視委員会の概要

開催日時 平成23年5月30日（月）15:00～16:15 共用第3会議室

出席者 野村委員長、角委員、金井委員、田島委員、堀江委員

議題

平成22年度下半期の契約35件のうち、各委員の抽出した以下の12件について審議。

- ・ 一般競争入札（情報システム関係）
  - ①「公認会計士試験システム」に係る機器等の調達（機器のリース期間終了への対応）
  - ②「EDINET（有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）」の書類提出機能に係る改修業務
- ・ 一般競争入札（契約単価の妥当性関係）
  - ③「平成23年公認会計士試験第I回短答式試験」におけるデータ入力作業
  - ④「平成23年公認会計士試験第I回短答式試験」におけるマークシート答案用紙の印刷・仕分け及び読取業務
- ・ 一般競争入札（1者応札関係）
  - ⑤貸金業利用者に対する意識調査
  - ⑥「暗号化ソフトウェア」の調達
  - ⑦「EDINET」の国際化のためのタクソノミ開発に係る調達
- ・ 公募
  - ⑧「給与計算システム」の変更開発（平成22年度人事院勧告及び税制改正への対応）
  - ⑨「金融検査監督データシステム」の変更開発（平成22年度決算期様式変更への対応）
  - ⑩「給与計算システム」の変更開発（平成23年国家公務員給与等実態調査への対応）
  - ⑪「金融庁統合モニタリング・分析システム」の変更開発（会計基準、制度変更への対応）
- ・ 随意契約
  - ⑫「アドレスナビ+」のデータ更新

## 主な審議内容

- ①「公認会計士試験システム」に係る機器等の調達(機器のリース期間終了への対応)
- ②「EDINET(有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム)」の書類提出機能に係る改修業務

質 問 等	事務局からの説明
・ システム調達の計画性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各調達に関し、概要、必要性を説明。</li> <li>・ 当該システムは計画に基づいて、適正に調達している。</li> </ul>

- ③「平成 23 年公認会計士試験第 I 回短答式試験」におけるデータ入力作業
- ④「平成 23 年公認会計士試験第 I 回短答式試験」におけるマークシート答案用紙の印刷・仕分け及び読取業務

質 問 等	事務局からの説明
・ 契約単価の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各調達に関し、概要、必要性を説明。</li> <li>・ 毎年度、同様の調達をしており、昨年度との契約単価に差が生じている理由は、入札を行うことにより、競争原理が働いていることによると考えられる。</li> </ul>

- ⑤貸金業利用者に対する意識調査
- ⑥「暗号化ソフトウェア」の調達
- ⑦「EDINET」の国際化のためのタクソノミ開発に係る調達

質 問 等	事務局からの説明
・ 1 者応札の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各調達に関し、概要、必要性を説明。</li> <li>・ 前年度の入札に参加して、今回の入札に参加しなかった業者に対して理由を確認したところ、当該業者は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自社の企画力不足</li> <li>② 前年度の入札時において、これ以上下げることのできない金額で入札したものの落札できなかったことを理由として入札に参加しなかったことが判明。今回は、結果として 1 者応札であったが、競争性は確保されていると考えられる。</li> </ul> </li> <li>・ 仕様書等で落札者以外の事業者を排除するような仕様とはなっていないと考えられる。</li> </ul>

- ⑧「給与計算システム」の変更開発（平成 22 年度人事院勧告及び税制改正への対応）
- ⑨「金融検査監督データシステム」の変更開発（平成 22 年度決算期様式変更への対応）
- ⑩「給与計算システム」の変更開発（平成 23 年国家公務員給与等実態調査への対応）
- ⑪「金融庁統合モニタリング・分析システム」の変更開発（会計基準、制度変更への対応）

質 問 等	事務局からの説明
開発者以外が参入していない理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各調達に関し、概要、必要性を説明。</li> <li>・ 開発者以外が参入していない理由については、開発を行った事業者が著作権を保有しているため、他の事業者が変更開発等を行うことは、作業コストが開発者より多く発生することから、他の事業者は、応札しなかったと考えられる。</li> <li>・ 現在では、金融庁において新規に情報システムを開発する場合には、契約において、著作権が国に帰属する内容の契約を締結することとしており、変更開発の調達において、開発者と他の事業者の競争条件に、著しい不公平が生じないようにしている。</li> </ul>

⑫「アドレスナビ+」のデータ更新

質 問 等	事務局からの説明
・ 随意契約の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各調達についての概要、必要性を説明。</li> <li>・ 「アドレスナビ+」は、契約先が開発したものであり、データ更新は、開発者しかできない。</li> </ul>